

2-5 水域の利用状況

1. 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

諏訪市、茅野市の給水人口及び普及率を表 2-2-15 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2-2-16 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の水源の状況を表 2-2-17 及び図 2-2-8 に示す。

諏訪市、茅野市とも上水道の普及率は 99% を超えている。また、両市とも水源は地下水であり、深井戸及び湧水ですべてを賄っている。

表 2-2-15 上水道普及率（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	行政区域内人口	総数		上水道		簡易水道		専用水道		普及率 (%)
		施設数 (施設)	現在給水人口 (人)	施設数 (施設)	現在給水人口 (人)	施設数 (施設)	現在給水人口 (人)	施設数 (施設)	現在給水人口 (人)	
諏訪市	49,330	6	49,249	1	48,994	4	216	1	39	99.8
茅野市	55,737	19	55,604	8	54,940	10	659	1	5	99.76

出典：「平成 28 年度長野県の水道」

表 2-2-16 利水状況—上水道（平成 29 年 3 月 31 日現在）

単位 千m³

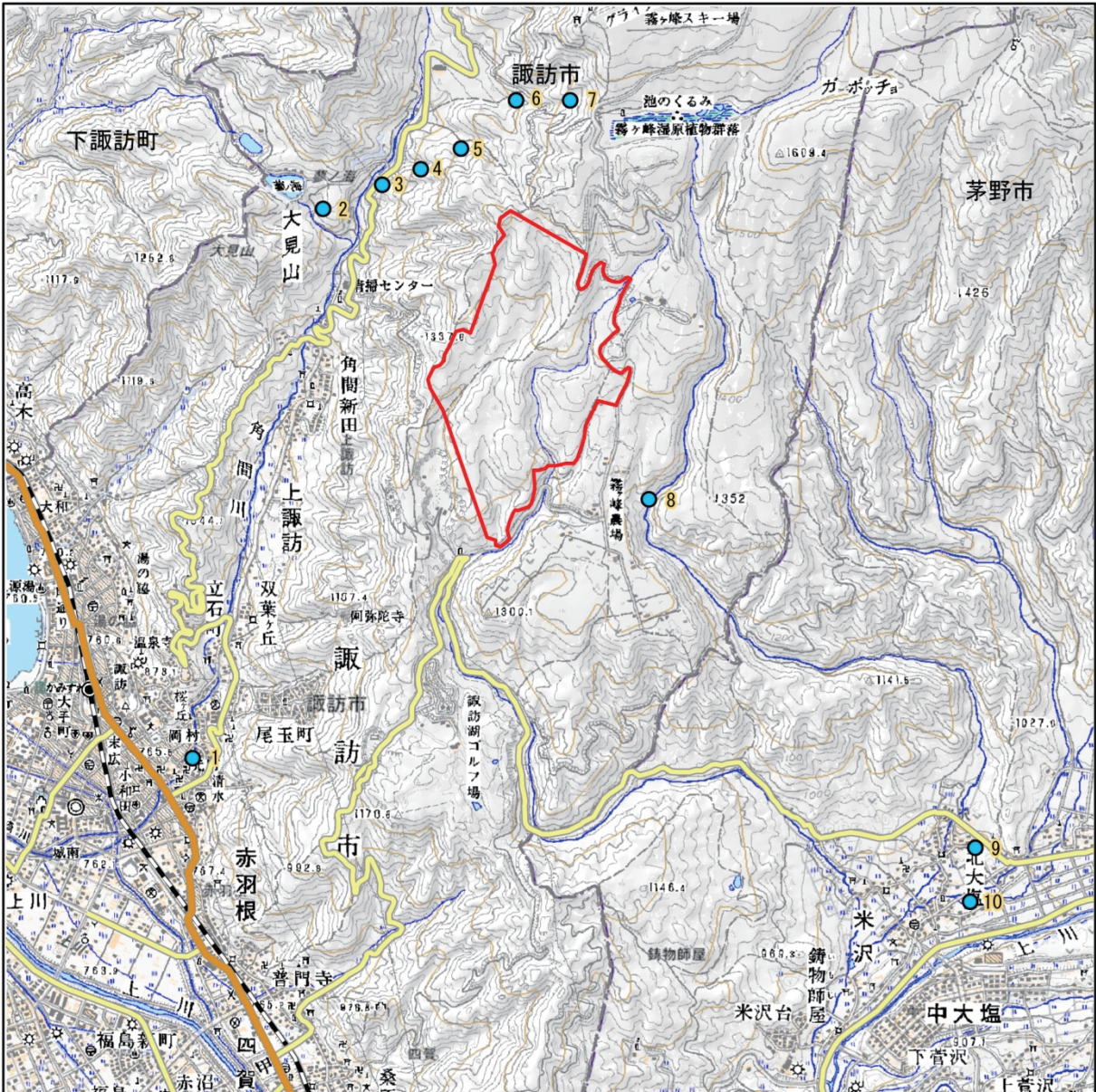
事業体名	地表水			地下水				合計
	ダム	池沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	
諏訪市	0	0	0	0	0	5,276	3,765	9,041
茅野市	0	0	0	0	0	5,079	5,235	10,314
茅野市(蓼科地区)	0	0	0	0	0	0	388	388
茅野市(白樺湖地区)	0	0	0	0	0	43	159	202

出典：「平成 28 年度長野県の水道」

表 2-2-17 水源状況

区分	No	水源種類	水源名
諏訪市	1	深井戸	南 沢
	2	湧水	一の瀬
	3	湧水	夫婦清水
	4	湧水	大 笹
	5	湧水	細久保
	6	湧水	道 場
	7	湧水	清水橋
	8	湧水	水道水源
茅野市	9	湧水	北大塩
	10	深井戸	北大塩中区

出典：長野県ウェブサイト「長野県統合型地理情報システム」（平成 29 年 11 月確認）

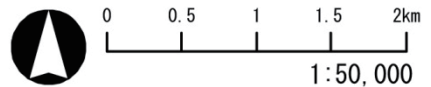


凡例

- 対象事業実施区域
- 水源地

図 2-2-8
水源地の分布状況

出典：長野県ウェブサイト
「長野県統合型地理情報システム」
(平成 29 年 11 月確認)



2) 地下水の利用状況

茅野市では、地下水の保全と適正な利用を目的として、「茅野市生活環境保全条例」及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」（平成2年4月21日制定）を制定している。この要綱では、地下水の利用者に対して、量水器を設置して、毎月の利用量を報告することを義務付けている。また新たな井戸を掘削する場合、吐出口径6cm²以上の井戸については許可申請が必要である。

なお、諏訪市では同様の例規等は定められていないが、自然環境を良好に維持することを目的として定める保護調整区域内における地下水採取については、届出を求めている。

2. 漁業としての利用状況

対象事業実施区域及びその周辺を流れ、諏訪湖へ流入する河川および支流には、第5種共同漁業権が設定されている。

漁業権は、諏訪湖へ流入する上川の茅野市江川橋を境界として、上流側は諏訪東部漁業協同組合、下流側は諏訪湖漁業協同組合が免許を受けている。漁業権設定区域を図2-2-9に示す。

漁業権魚種は、わかさぎ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、なまず、むろ、とんこはぜ、どじょう、えび、いわな、あまご、かじかの14種類である。

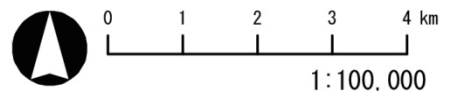


凡 例

- 対象事業実施区域
- 漁協権設定区域境界
- 高速道路
- 一般国道

図 2-2-9
漁業権設定区域図

出典：諏訪湖漁業協同組合ウェブサイト
(平成 31 年 1 月確認)



2-6 環境整備の状況

1. 下水道の普及状況

1) 下水道普及率

諏訪市、茅野市における平成29年3月31日現在の下水道の普及状況を表2-2-18に示す。下水道に接続できる人口の割合（下水道普及率）は諏訪市が98.8%、茅野市が96.7%と長野県全体の84.1%より高く、両市とも下水道の整備が進んでいる。また、下水道供用区域内人口（下水道に接続できる人口）のうち下水道に接続している人口の割合（接続率）も諏訪市99.0%、茅野市98.9%と長野県全体の92.6%よりも高い。

表2-2-18 下水道普及率（平成29年3月31日現在）

区分	行政区域内人口 (千人) a	公共下水道・特定環境保全環境下水道			
		供用区域内人口 (千人) b	水洗化人口 (千人) c	普及率 (%) (b/a)	接続率 (%) (c/b)
諏訪市	50.1	49.5	49.0	98.8	99.0
茅野市	56.0	54.2	53.5	96.7	98.9
長野県	2,093.3	1,760.8	1,631.2	84.1	92.6

出典：長野県ウェブサイト「NAGANO『生活排水データ集』2017」

2) し尿処理

諏訪市、茅野市における平成29年3月31日現在の生活排水処理人口を表2-2-19に、し尿・浄化槽汚泥処理の状況を表2-2-20に示す。両市とも下水道人口の割合が高いことから諏訪市98.7%、茅野市99.3%と長野県全体の92.7%よりも高い。

なお、諏訪市、茅野市で収集したくみ取り便槽（非水洗化、計画収集）からのし尿及び浄化槽の汚泥については、諏訪市・茅野市衛生施設組合が運営する中央アメニティパークにおいて処理後、下水道に投入されている。

表2-2-19 生活排水処理人口（平成29年3月31日現在）

区分	行政区域内人口 (人)	水洗化人口（人）					水洗化率 (%)	非水洗化人口 (人)	
		下水道	コミュニテイプラント	浄化槽		計		計画収集	自家処理
				合併処理浄化槽					
諏訪市	50,447	48,976	—	830	626	49,806	98.7	641	—
茅野市	56,033	53,802	—	1,833	1,666	55,635	99.3	398	—
長野県	2,126,136	1,671,420	3,082	295,802	215,232	1,970,304	92.7	155,530	302

出典：環境省ウェブサイト「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成28年度調査結果）

表2-2-20 し尿・汚泥処理の状況（平成28年度）

区分	単位 kL/年		
	し尿	浄化槽汚泥	合計
諏訪市	2,567	380	2,947
茅野市	3,204	1,881	5,085

出典：環境省ウェブサイト「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成28年度調査結果）

2. 廃棄物の処理状況

1) 一般廃棄物

諏訪市、茅野市から排出される一般廃棄物の処理施設の状況を表 2-2-21 に示す。

諏訪市の家庭から排出されるごみ（家庭ごみ）のうち、可燃ごみは諏訪市清掃センターで焼却処理を行ってきたが、平成 28 年 12 月からは、湖周行政事務組合（岡谷市、諏訪市、下諏訪町の 3 市町で構成）が運営する諏訪湖周クリーンセンターで焼却処理を開始している。粗大ごみ、不燃ごみは諏訪市矢戸倉不燃物処分場で中間処理後資源化を行い、焼却残渣及び中間処理残渣を諏訪市大曲最終処分場で埋立処分している。また、草類、剪定木・枝については諏訪市剪定木等リサイクル施設（旧諏訪市清掃センター内）において堆肥化を行っている。

茅野市で排出される可燃ごみは諏訪南行政事務組合（茅野市、富士見町、原村の 3 市町村で構成）が運営する諏訪南清掃センターで焼却処理を、粗大ごみ、不燃ごみは諏訪南清掃センター又は茅野市不燃物処理場で中間処理後資源化を行い、焼却残渣及び中間処理残渣を茅野市最終処分場で埋立処分している。

なお、事業者から排出される事業系ごみは基本的に事業者の責任で処理することとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を除く事業系一般廃棄物については、家庭ごみと同様に分別し、可燃ごみについては焼却施設で処理されるが、資源物については、事業者が直接古物再生業者等に依頼し、事業者の責任で処理することとなっている。また、産業廃棄物については、法令に基づき事業者が許可業者に依頼して、運搬及び再資源化及び処理を行う。工事等により発生する事業系ごみについては、可燃ごみも含め個別に諏訪市等と処理方法を事前に協議することとなっている。

表 2-2-21(1) 一般廃棄物処理施設の状況（焼却施設）

区分	施設名	施設概要	
諏訪市	諏訪湖周クリーンセンター	事業主体	湖周行政事業組合 （岡谷市・諏訪市・下諏訪町）
		所在地	岡谷市字内山 4769 番 14
		処理対象物	岡谷市、諏訪市、下諏訪町の家庭及び事業所から排出された一般廃棄物の可燃ごみ
		処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
		処理能力	110t/日（55t/24h×2 炉）
茅野市	諏訪南清掃センター	事業主体	諏訪南行政事業組合 （茅野市・富士見町、原村）
		所在地	茅野市米沢 2,000 番地 3
		処理対象物	茅野市、富士見町、原村の家庭及び事業所から排出された一般廃棄物の可燃ごみ
		処理方式	準連続燃焼式ストーカ炉
		処理能力	100t/日（50t/16h×2 炉）

出典：湖周行政事務組合ウェブサイト、諏訪南行政事務組合ウェブサイト（平成 31 年 1 月確認）

表 2-2-21 (2) 一般廃棄物処理施設の状況（資源化施設）

区分	施設名	施設概要	
		事業主体	施設概要
諏訪市	剪定木等リサイクル施設	事業主体	諏訪市
		所在地	諏訪市大字上諏訪 13338-111
		処理対象物	草類、剪定木・枝（チップ化）
茅野市	茅野市不燃物処理場	事業主体	茅野市
		所在地	茅野市北山守西山 381 番地 3
		処理対象物	不燃物（破碎・選別・圧縮・保管）
			金属類（選別・保管）
			缶類（選別・圧縮・保管）
			びん類（選別）
	布類（梱包・保管）		
	粗大ごみ（保管）		
	処理能力	15t/5h	
	茅野市古紙類梱包施設	事業主体	茅野市
		所在地	茅野市米沢 2000 番地 3
処理対象物		ペットボトル（圧縮・梱包・保管）	
		びん類（保管）	
		紙類（新聞紙）（圧縮・梱包・保管）	
		紙類（その他）（圧縮・梱包・保管）	
紙パック（圧縮・梱包・保管）			

出典：ごみ処理基本計画 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画（平成 28 年 3 月修正 岡谷市・諏訪市・下諏訪町）
 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定版）（平成 27 年 7 月改定 茅野市・富士見町・原村）

表 2-2-21 (3) 一般廃棄物処理施設の状況（最終処分場）

区分	施設名	施設概要	
		事業主体	施設概要
諏訪市	諏訪市大曲最終処分場	事業主体	諏訪市
		所在地	諏訪市大字上諏訪 12968 番地
		処理対象物	焼却残渣（主灰），焼却残渣（飛灰）
		構造	準好気性埋立構造
		埋立面積	16,400 m ²
		埋立容量	38,731 m ³
		埋立期間	平成 11 年度～平成 28 年度
茅野市	茅野市一般廃棄物最終処分場	事業	茅野市
		所在地	茅野市湖東笹原 56 番地他
		処理対象物	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣
		構造	準好気性埋立構造
		埋立面積	4,300 m ²
		埋立容量	34,700 m ³
		埋立期間	平成 7 年度～平成 30 年度

出典：ごみ処理基本計画 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画（平成 28 年 3 月修正 岡谷市・諏訪市・下諏訪町）
 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定版）（平成 27 年 7 月改定 茅野市・富士見町・原村）

表 2-2-22(1) 一般廃棄物（ごみ）処理の状況（ごみ処理量）（平成 28 年度）

区分	ごみ処理量(t)					集団回収量(t)	自家処理量(t)
	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量	合計		
諏訪市	13,453	3,425	0	0	16,878	0	14
茅野市	17,194	1,923	0	0	19,348	231	0
長野県	477,752	63,767	67,345	6,668	615,532	21,230	4,307

出典：環境省ウェブサイト「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28 年度調査結果）

表 2-2-22(2) 一般廃棄物（ごみ）処理の状況（資源化量）（平成 28 年度）

区分	ごみ処理量(t)	直接資源化量(t)	中間処理後再生利用量(t)	集団回収量(t)	リサイクル率※(%)
諏訪市	16,878	0	3,268	0	19.4
茅野市	19,348	0	2,553	231	14.4
長野県	615,532	67,345	52,320	21,230	22.1

※リサイクル率(%) = {直接資源化量(t) + 中間処理後再生利用量(t) + 集団回収量(t)} ÷ {ごみ処理量(t) + 集団回収量(t)} × 100

出典：環境省ウェブサイト「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28 年度調査結果）

表 2-2-22(3) 一般廃棄物（ごみ）処理の状況（最終処分）（平成 28 年度）

区分	最終処分量(t)			
	直接最終処分量	焼却残渣量	処理残渣量	合計
諏訪市	0	1,356	157	1,513
茅野市	0	1,816	120	1,936
長野県	6,668	44,722	8,507	59,897

出典：環境省ウェブサイト「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28 年度調査結果）

2) 産業廃棄物

長野県から排出される産業廃棄物の処理施設の状況を表 2-2-23 に示す。

また、平成 25 年度の長野県における産業廃棄物の処理フローを図 2-2-10 に示す。

平成 25 年度の長野県全体からの産業廃棄物排出量約 434 万 1 千 t されたうち、98.1%にあたる約 426 万 t が直接及び中間処理後に再資源化（リサイクル）・減量化されており、排出量の 1.9%にあたる約 8 万 1 千 t が最終処分されている（図 2-2-10 参照）。

表 2-2-23(1) 長野県の産業廃棄物処理施設の状況（中間処理）（許可施設）（平成 27 年度）

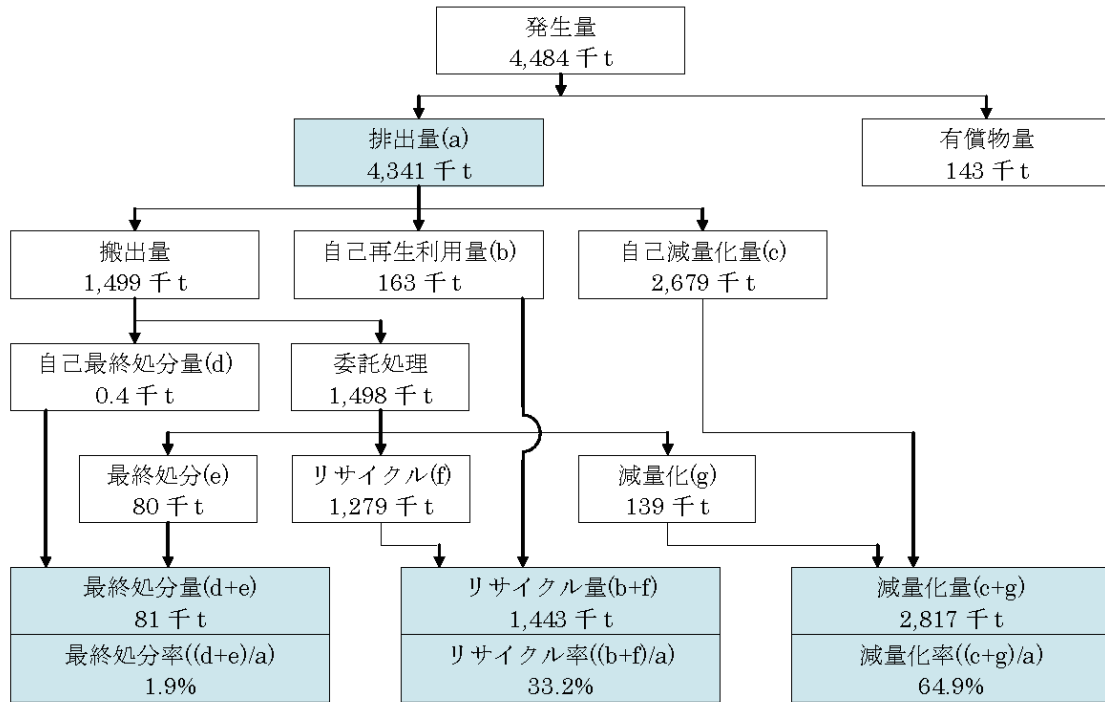
区分	施設数	処理能力
焼却施設	57	1,420t/日
破碎施設	398	162,445t/日
脱水施設	29	2,099m ³ /日
その他の施設	14	836m ³ /日
合計	498	—

出典：「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」（平成 27 年度 資源循環推進課資料）（平成 28 年 長野県）

表 2-2-23(2) 長野県の産業廃棄物処理施設の状況（最終処分）（許可対象外を含む）（平成 27 年度）

区分	施設数	うち処理業者施設数	平成 25 年度末残余容量
安定型	20	12	445,088m ³
管理型	4	4	195,456m ³
遮断型	2	2	855m ³
合計	26	18	641,399m ³

出典：「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」（平成 27 年度 資源循環推進課資料）（平成 28 年 長野県）



注 1) 図中の%は排出量に対する割合。

注 2) 数値の表示については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがある。

出典：「長野県産業廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）」（平成 26 年 長野県）

図 2-2-10 長野県における産業廃棄物の処理フロー（平成 25 年度）

2-7 環境の保全を目的とした関係法令による指定、規制等の状況

1. 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2-2-24 に示す。

表 2-2-24(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
環境基準の評価方法 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質は長期的評価のみ） 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 定められた測定方法により連続ましてまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。 一酸化炭素 定められた測定方法により連続ましてまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較してその評価を行う。 光化学オキシダント 定められた測定方法により連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日について各 1 時間値を環境基準と比較して行う。 長期的評価 二酸化窒素 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。 微小粒子状物質 長期的評価のうち微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準（1 年平均値）と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準（1 日平均値の年間 98% 値）の両者を設定し、長期基準及び短期基準に対応した評価を行う。	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」（平成 22 年 3 月 環境省）

表 2-2-24(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 出典：「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)
 「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成13年6月12日 環管総182号)
 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月17日 環境庁告示第68号)

2) 大気汚染防止法等

大気汚染防止法では、工場事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準または規制区域等が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設における排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準が定められている。大気汚染に係る一般排出基準を表 2-2-25 に示す。

なお、諏訪市、茅野市には大気汚染防止法第5条第1項に規定する総量規制基準に係る指定地域はない。

表 2-2-25 大気汚染防止法等に基づく排出基準(一般排出基準)

規制物質		規制方式	規制値	
ばい煙	硫黄酸化物	量規制(地域ごとのK値規制)	諏訪市 K=14.5 茅野市 K=17.5	
	ばいじん	濃度規制(施設・規模ごと)	0.04~0.5g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム及びその化合物	濃度規制(施設・規模ごと)	1.0mg/Nm ³
		塩素及び塩化水素	濃度規制(施設ごと)	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80,700mg/Nm ³
		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	濃度規制(施設ごと)	1.0~20mg/Nm ³
		鉛及びその化合物	濃度規制(施設ごと)	10~30mg/Nm ³
		窒素酸化物	濃度規制(施設・規模ごと)	60~950ppm
揮発性有機化合物(VOC)		濃度規制(施設ごと)	400~60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	施設の構造、使用、管理基準による規制	なし	
	特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10本/L	
特定物質	アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)	事故時における措置を規定	なし	
ダイオキシン類		濃度規制(施設・規模ごと)	0.1~5ng/Nm ³	
水銀		濃度規制(施設・規模ごと)	8~400µg/Nm ³	

出典：「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日 政令第329号)
 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号)
 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 政令第433号)
 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

2. 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2-2-26 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2-2-27 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を表 2-2-28 に、騒音の環境基準の類型及び指定地域を表 2-2-29 に示す。

対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外のため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 2-2-26 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

時間の区分 地域の類型	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 2) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3) B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 2-2-27 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

時間の区分 地域の区分	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 2-2-28 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 2-2-29 騒音に係る環境基準の類型及び指定地域

地域の類型	市の区域	指定地域
A	諏訪市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	茅野市	第一種低層住宅専用地域 第一種中高層住宅専用地域 第二種中高層住宅専用地域 宮川の一部 玉川の一部 金沢の一部 湖東の一部 中大塩の一部
B	諏訪市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	茅野市	第一種住居地域(玉川の一部を除く) 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 中大塩の一部
C	諏訪市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
	茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域(湖東の一部及び中大塩の一部を除く)
備考：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 45 号）、「騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 115 号）

2) 騒音規制法

(1) 工場・事業場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2-30 に、騒音に係る特定工場等の規制地域を表 2-2-31 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、特定施設とは、騒音規制法第 2 条第 1 項における工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、政令で定めるものをいい、特定工場等とは特定の施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業では、木材のチップ化等を行う施設を設置する可能性があり、これは騒音規制法の特定工場等の対象となる可能性があるが、対象事業実施区域及びその周辺には、騒音に係る特定工場等の規制地域の指定はない。

表 2-2-30 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時～午後 6 時)	朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夕 (午後 6 時～午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域または第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

表 2-2-31 騒音に係る特定工場等の規制地域

区域の区分	市の区域	指定地域
第 1 種区域	諏訪市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
	茅野市	第一種低層住居専用地域
第 2 種区域	諏訪市	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	茅野市	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 中大塩の一部
第 3 種区域	諏訪市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (湖東の一部及び中大塩の一部を除く)
第 4 種区域	諏訪市	工業地域
	茅野市	工業地域

備考：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 45 号）、「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 116 号第 1 関係）

(2) 自動車騒音

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）を表 2-2-32、自動車騒音の指定区域を表 2-2-33 に示す。

要請限度とは、自動車騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることのできる限度である。

対象事業実施区域及びその周辺には、騒音に係る自動車騒音の区域指定がないため、騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度は適用されない。

表 2-2-32 指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

時間の区分	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)
区域の区分		
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注 1) 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

表 2-2-33 自動車騒音の指定区域

区分	市の区域	指定地域
a 区域	諏訪市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	茅野市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	諏訪市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	茅野市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	諏訪市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	茅野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。		

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況」（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）、「騒音規制法の指定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 45 号）、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 116 号第 4 関係）

(3) 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 2-2-34 に、騒音に係る特定建設作業の規制地域を表 2-2-35 に示す。

なお、対象事業はバックホウの使用など騒音規制法に基づく特定建設作業に該当する作業を実施する可能性があるが、対象事業実施区域及びその周辺には、騒音規制法に基づく特定建設作業の規制区域の指定はない。

表 2-2-34 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	—
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	
	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	
	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	
規制基準	基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第1号区域 ^{注3)} ：午後7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注3)} ：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	B, C, D, E, F
1日当たりの作業時間 ^{注2)}	第1号区域 ^{注3)} ：1日10時間*を超えないこと 第2号区域 ^{注3)} ：1日14時間*を超えないこと	A, B, C
作業期間	連続6日を超えないこと	B, C
作業日	日曜日その他の休日でないこと	B, C, GH, I, J

注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合
 - B：災害、その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - C：人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - D：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を夜間に行う必要がある場合
 - E：道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきと同意された場合
 - F：道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 - G：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - H：電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
 - I：道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合
 - J：道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を*の時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
3. 区域の区分は表2-2-33参照

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月17日 厚生省建設省告示第1号)及び同基準の一部を改正する件(平成24年3月30日 環境省告示第53号)、騒音規制法施行令(昭和43年11月27日 政令第324号)

表 2-2-35 騒音に係る特定建設作業の規制地域

区分	地域
第 1 号区域	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域（表 2-2-29 参照）のうち、次に掲げる区域
	1 第 1 種区域として定められた区域
	2 第 2 種区域として定められた区域
	3 第 3 種区域として定められた区域
	4 第 4 種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
第 2 号区域	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、第 1 号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号）

3. 振動

1) 工場・事業場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2-2-36 に、振動規制地域等の指定を表 2-2-37 に示す。

なお、特定施設とは、振動規制法第 2 条第 1 項における工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいい、特定工場等とは特定施設を有する工場、事業場をいう。

対象事業は振動規制法に基づく特定工場等の対象となる特定施設を設置する予定はなく、対象事業実施区域及びその周辺には、振動規制法に基づく特定工場等に係る振動規制地域の指定はない。

表 2-2-36 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 7 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 7 時)
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況に掲げる区域をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、上欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 46 号）、「振動規制法第 4 条の第 1 項の規定に基づく規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 117 号第 2 関係）

表 2-2-37 振動に係る特定工場等の規制地域

区域の区分	市の区域	指定地域
第 1 種区域	諏訪市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	茅野市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部
第 2 種区域	諏訪市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
	茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域(湖東の一部及び中大塩の一部を除く)
備考：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。		

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 46 号）、「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 117 号第 1 関係）

2) 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-38 に示す。

対象事業実施区域は、区域の区分に指定されていない。

表 2-2-38 道路交通振動の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前 7 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 7 時)
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注) 区域の区分については、表 2-2-35 参照。

出典) 振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）、「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 46 号）、「振動規制法施行規則別表第 1 付表の規定に基づく規制区域の指定状況」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 117 号第 3 関係）

3) 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2-2-39 に示す。

なお、対象事業では、調整池の掘削等においてブレーカーを使用する作業等、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する可能性があるが、対象事業実施区域及びその周辺には、振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制地域の指定はない。

表 2-2-39 特定建設作業に係る振動の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	—
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	
	ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第1号区域 ^{注3)} ：午後7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注3)} ：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A, B, C, D, E
1日当たりの作業時間 ^{注2)}	第1号区域 ^{注3)} ：1日10時間*を超えないこと 第2号区域 ^{注3)} ：1日14時間*を超えないこと	A, B
作業期間	連続6日を超えないこと	A, B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A, B, G, H, I, J

注) 1. 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B：人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を夜間に行う必要がある場合
- D：道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- E：道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- G：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- H：電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他休日に行う必要がある場合及び同法35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他休日に行うべきこととされた場合
- I：道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他休日に行うべき旨の条件が付された場合
- J：道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

2. 基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の*で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3. 区域の区分は表2-2-38参照

出典：振動規制法施行令（昭和51年10月22日 政令第280号）、振動規制法施行規則（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

表 2-2-40 特定建設作業の規制地域

区域の区分	市の区域	指定地域
第 1 号区域	諏訪市	(1) 第 1 種区域 (表 2-2-35 参照) (2) 第 2 種区域 (表 2-2-35 参照) のうち、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内
	茅野市	(1) 第 1 種区域 (表 2-2-35 参照) (2) 第 2 種区域 (表 2-2-35 参照) のうち、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内
第 2 号区域	諏訪市	第 2 種区域 (表 2-2-35 参照) のうち、第 1 号区域以外の区域
	茅野市	第 2 種区域 (表 2-2-35 参照) のうち、第 1 号区域以外の区域
備考：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。		

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」(平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 46 号)、「振動規制法施行規則別表第 1 付表の規定に基づく規制区域の指定状況」(平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 117 号第 3 関係)

4. 悪臭

悪臭防止法に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準を表 2-2-41 (1) 及び(2)に、事業場から発生する悪臭規制地域を表 2-2-42 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、悪臭規制地域の指定はない。

表 2-2-41 (1) 悪臭物質の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質等の名称	単位	敷地境界の規制基準		敷地境界	排水
		第 1 地域	第 2 地域		
アンモニア	ppm	2	5	○	
メチルメルカプタン		0.004	0.01	○	○
硫化水素		0.06	0.2	○	○
硫化メチル		0.05	0.2	○	○
トリメチルアミン		0.02	0.07	○	
二硫化メチル		0.03	0.1	○	○
アセトアルデヒド		0.1	0.5	○	
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	○	
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	○	
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	○	
イソブタノール		0.9	4	○	
酢酸エチル		3	7	○	
メチルイソブチルケトン		1	3	○	
トルエン		10	30	○	
キシレン		1	2	○	
スチレン		0.8	2	○	
プロピオン酸		0.07	0.2	○	
ノルマル酪酸		0.002	0.006	○	
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 44 号）、「悪臭防止法第 4 条の規定に基づく悪臭物質の敷地境界線の地表における規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 118 号第 2 関係）

表 2-2-41 (2) 排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準

特定悪臭物質の名称	規制区域の区分	排水の流量区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下の場合	0.001 を超え、0.1 以下の場合	0.1 を超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第 1 種地域	0.06	0.01	0.003
	第 2 種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第 1 種地域	0.3	0.07	0.02
	第 2 種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第 1 種地域	2	0.3	0.07
	第 2 種地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第 1 種地域	2	4	0.09
	第 2 種地域	6	1	0.3

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 44 号）、「悪臭防止法第 4 条の規定に基づく排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 118 号第 2 関係）

表 2-2-42 事業場から発生する悪臭規制地域

区分	市の区域	地域
第 1 地域	諏訪市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	茅野市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 2 地域	諏訪市	工業地域
	茅野市	工業地域
備考：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。		

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年 3 月 30 日 諏訪市告示第 44 号）、「悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域の指定状況」（平成 24 年 3 月 30 日 茅野市告示第 118 号第 1 関係）

5. 水質

1) 河川及び湖沼

(1) 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2-2-43 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2-2-44、湖沼の環境基準を表 2-2-45 に示す。

対象事業実施区域は諏訪湖水系に位置しており、横川川全域が AA 類型に指定されている他、対象事業実施区域内の南側を流れる上川全域が生物 A 類型に指定されている。

表 2-2-43 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロ エチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロ エタン	1 mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号）「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-44(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られない こと。	2mg/L 以上	-	
備考							
1 基準値は日間平均とする。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。							

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2-2-44(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2-2-45(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア BOD 等

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	
B	水産 3 級 農業用水 工業用水 1 級及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-	

備考：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2-2-45(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ 全窒素、全磷

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当地域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

エ 水生生物が生息・再生産する場の適応性

項目類型	水生生物が生産・再生産する場の適応性	基準値	該当地域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	2.0mg/L 以上	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

（２）水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2-2-46 及び表 2-2-47 に示す。

また、公害の防止に関する条例に基づく上乘せ排水基準の一例を表 2-2-45 に示す。

なお、対象事業は、水質汚濁防止法及び公害の防止に関する条例に基づく特定施設を設置する計画はない。

表 2-2-46 排水基準（有害物質に関する項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注) 本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表1(省略)に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 2-2-47 排水基準（生活環境に係る項目）

項目	許容限度
pH	5.8 以上 8.6 以上
BOD	160（日間平均 120）mg/L
COD	160（日間平均 120）mg/L
SS	200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L
リン含有量	16（日間平均 8）mg/L
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。	
6 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	
7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 2-2-48(1) 上乘せ排水基準（有害物質に関する項目）

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.003mg/L

注) 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-48(2) 上乘せ排水基準（生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム）
（畜産農業、無機顔料、その他の無機化学工業、医薬品、農薬、皮革、ガラス製品、窯業原料、
鉄鋼、非鉄金属、金属製品機会機器、酸・アルカリ表面処理、電気メッキ以外）（諏訪湖水域に
おける新設事業場^注）

排水量区分（日平均）	項目及び許容限度			
	pH	銅 (mg/L)	亜鉛 (mg/L)	クロム (mg/L)
50m ³ 未満	—	—	—	—
500m ³ 以上	—	—	—	1

注) 諏訪湖水域において、昭和 48 年 6 月 24 日以降において新たに設置されている施行令別表第 1 の 1、1 の 2、11、12、18 の 2、18 の 3、19、20、21、21 の 2、21 の 3、21 の 4、22、23、23 の 2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51 の 2、51 の 3、54、55、56、57、59、60、63 の 2、64、64 の 2、66 の 2、66 の 3、66 の 4、66 の 5、66 の 6、66 の 7、67、68、68 の 2、69 の 2、69 の 3、70、70 の 2、71、71 の 2、71 の 3、71 の 4、71 の 5、71 の 6、73 又は 74 に掲げる特定施設を有する工場又は事業場

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

表 2-2-48(3) 上乘せ排水基準（生活環境に関する項目 pH、銅、亜鉛、クロム）（寒天製造業・
清酒製造業、畜産農業以外の業種^注）（新設事業場）

排水量区分（日平均）	項目及び許容限度			
	BOD 又は COD(mg/L)		SS(mg/L)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30

注) 施行令別表第 1 に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場。ただし 1 の 2 に掲げる豚房、牛房、馬房を有する事業場を除く。

湖沼法施行令で湖沼特定施設とみなされるちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設を有する病院及びし尿処理浄化槽を有する工場若しくは事業場を含む。

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号第 16 条）

（1）湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準等

湖沼水質保全特別措置法第 3 条に基づく指定湖沼として諏訪湖は指定されており、諏訪湖に係る指定地域及び規制基準等が定められている。湖沼水質保全特別措置法に基づく規制対象地域及び規制対象施設を表 2-2-49 に、上乘せ排水基準の一例を表 2-2-50 に示す。

対象事業実施区域は、湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象地域に位置するが、同法第 7 条に基づく規制対象施設には該当しない。

表 2-2-49 湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象地域及び規制対象施設

規制対象地域	規制対象施設
諏訪市 茅野市	湖沼特定施設を設置する工場・事業場で 1 日当たりの平均的な排水量が 50m ³ 以上のもの。
	<p>【湖沼特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規制する特定施設 ・湖沼水質保全特別措置法第 14 条の規制により当該特定施設とみなされる次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ア 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。）で病床数が 120 以上 299 以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設 イ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 388 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽

出典：「湖沼水質保全特別措置法施行令」（昭和 60 年 3 月 20 日 政令第 37 号）

「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」（昭和 61 年 10 月 31 日 総理府告示 24 号）

表 2-2-50 湖沼水質保全特別措置法第 7 条に基づく規制対象施設における上乗せ排水基準
 (し尿浄化槽(処理対象人員 200 人以下)を有する工場又は事業場)(新設事業場)

【汚濁負荷量基準】

区分	許容汚濁負荷量の算定式
新設の事業場	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$

なお、算定において、L、Q、a、b は、それぞれ次の値を表すものとする。

【COD】

L：排出が許容される汚濁負荷量(単位：kg/日)

Q：排出水の量(単位：m³/日)

a 及び b は下表のとおり

排水量区分	上乗せ排水基準(最大)	a	b
500m ³ /日以上	30	35	0.96

【全窒素、全燐】

L：排出が許容される汚濁負荷量(単位：kg/日)

Q：排出水の量(単位：m³/日)

a 及び b は下表のとおり

排水量区分	a		b
	窒素含有量に 係るもの	燐含有量に 係るもの	
50m ³ /日以上	47	4.7	0.96

出典：「湖沼水質保全特別措置法」(昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号)

「湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量の汚濁負荷量規制基準」(昭和 63 年 2 月 12 日 長野県告示第 85 号)

「湖沼水質保全特別措置法に基づく窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量規制基準」(平成 6 年 3 月 24 日 長野県告示第 280 号)

6. 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水の環境基準を表 2-2-51 に、特定地下水の浸透の制限の基準を表 2-2-52 に示す。

表 2-2-51 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-52 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体、トランス体それぞれ 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物にあってはアンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L

出典) 「水質汚濁防止法第 12 条に基づく特定地下浸透水の浸透の制限」(平成元年 8 月 21 日 環境庁告示第 39 号)

7. 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2-2-53 に示す。

表 2-2-53 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと	—
有機燐	検出されないこと	—
鉛	0.01mg/L 以下	—
六価クロム	0.05mg/L 以下	—
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る。）15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	—
アルキル水銀	検出されないこと	—
PCB	検出されないこと	—
銅	—	土壌中濃度（田に限る。）125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
セレン	0.01mg/L 以下	—
ふっ素	0.8mg/L 以下	—
ほう素	1mg/L 以下	—
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	—
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	—

備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mgL を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラオチン、メチルパラオチン、メチルジメトン、及び EPN をいう。
- 4 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

8. 自然保護等

1) 環境関連法規制状況一覧

対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表2-2-54(1)～(2)に示す。

表 2-2-54(1) 関係法令による指定規制の状況

法令等	内容	対象事業実施区域 及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
長野県自然環境 保全条例	郷土環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
	大規模開発調整地域	○	○
諏訪市自然環境 保護条例	自然環境保護調整地区	○	○
茅野市生活環境 保全条例	開発行為の禁止 (概ね標高 1,600m 以上)	○	×
自然公園法	国立国定公園	○	×
	県立自然公園	×	×
鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	特別保護地区	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
都市緑地法	緑地保全地域	×	×
森林法	地域森林計 画対象森林	普通林	○
		保安林	×
国有林野の管理経 営に関する法律	地域森林計 画対象森林	普通林	×
		保安林	×
農業振興地域の 整備に関する法律	農業振興地域	○	×
砂防法	砂防指定地	○	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	ぼた山崩壊防止区域	×	×
土砂災害防止法に より長野県が指定	土砂災害特別警戒区域 (土石流)	○	×
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害特別警戒区域 (地すべり)	×	×
	土砂災害警戒区域 (土石流)	○	×
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害警戒区域 (地すべり)	×	×

注1) 有：○ 無：×

注2) *：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域を含む諏訪市、茅野市のうち、図 1-6-1 (P5 参照) に示す範囲。

表 2-2-54(2) 関係法令による指定規制の状況

法令等	内容	対象事業実施区域 及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
長野県指定 土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	○	○
	土石流危険区域	○	×
	地すべり危険箇所	○	×
	急傾斜地崩壊危険箇所	○	×
急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
長野県水環境 保全条例	水道水源保全地区	×	×
長野県景観条例	景観育成特定地区	×	×

注1) 有：○ 無：×

注2) *：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域を含む諏訪市、茅野市のうち、図 1-6-1 (P5 参照) に示す範囲。